

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一九七
 - 計量器の定期検査を実施する件 一九七
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 一九八
 - 土地改良事業計画を変更することを認可した件 一九八
 - 土地改良事業計画を変更する件 一九九
 - 県営土地改良事業計画を定めた件二件 一九九
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一九九
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一九九
- 公 告**
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 一九七
- 正 誤**
- 平成二十九年五月三十日付け定例第二千九百三号中 一九七

告 示

福島県告示第二百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年四月七日から同年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七九番地ほか

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 吉田 昭夫
（変更後）代表取締役 岩村 康次
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
- 3 変更した年月日
令和二年三月一日
- 4 届出年月日
令和二年三月二十四日
- 5 届出をした者
イオンモール株式会社
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第二百六十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和二年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
二本松市	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） 分銅及びおもり	五月二二日 午前二時から 午前二時三〇分まで	旭住民センター
	同	午後一時三〇分から 午後三時まで	新殿住民センター
		五月一三日 午前二時から 午前二時三〇分まで	二本松市岩代支所

本宮市						
五月二七日 午前一〇時から	五月二二日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月二二日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月二〇日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月一九日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月一五日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月一四日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで
本宮市役所	同	同	二本松市役所	東和文化センター	同	二本松市安達支所

<p>福島県告示第二百六十七号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大信土地改良区から令和二年三月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十日認可した。</p>	<p>検査区域 二本松市、本宮市及び安達郡大玉村</p>	<p>対象となる特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり</p>	<p>検査の期日 一〇月一日から一二月二日 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p>	<p>二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査</p>			
				<p>右に掲げる市村 もの</p>	<p>安達郡大玉村</p>	<p>同</p>	<p>五月二八日 午前一〇時三〇分から 午前一二時三〇分まで</p>
				<p>大玉村役場分庁舎</p>	<p>福島県計量検定所</p>		

（計量検定所）

令和二年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第二百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、雄国山麓土地改良区が雄国山麓地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和二年三月二十七日認可した。
令和二年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第二百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、西真野地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和二年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年四月八日から

同 月二十七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、南屋形地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和二年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年四月八日から

同 月二十七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡会津美里町松坂字山ノ神沢山甲三二〇の一から甲三二〇の九まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 施行者の名称 伊達市

二 都市計画法の種別及び名称 県北都市計画下水道事業(伊達市公共下水道)

三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日

四 事業施行期間 昭和六十三年九月二十七日から令和四年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 都市計画法の事業計画の変更を認可した件(平成二十九年福島県告示第五百三十五号)の事業地に伊達市保原町上保原字

西原及び字前の各全部の区域並びに字大名上及び字下古田の各一部の区域を加える。

同事業地のうち伊達市扇田、中道、保原町字柏町、字東台後、字半道及び字六万坊並びに保原町大泉字道城場の各一部の区域を変更する。
(下水道課)

公 告

公告第七十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、令和元年十一月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和二年四月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

令和元年11月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N	水分 (%)
堆肥	渡邊文次郎	牛ふんたい肥	0.9	0.9	0.9	—	—	—	15	66.9	
堆肥	株式会社 ビーナージャパン	発酵完熟牛糞堆肥「堆肥のちから」	0.7	0.6	1.6	—	—	—	24	62.4	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
(農業総合センター)

正 誤

ページ

段

行

正

誤

〇平成二十九年五月三十日付け定例第二千九百三号中

三〇四 下 八 反田

糶田